

第3回 Y23 日本グランプリ

2023年 9月2日(土)～3日(日)

帆走指示書 (ver. 2.2)

略語:

PC - プロテスト委員会	RC - レース委員会
OA - 主催団体	NA - 各国連盟
RRS - セーリング競技規則	SI - 帆走指示書
IJ - インターナショナル・ジュリー	NOR - レース公示

1 規則

- 1.1 本大会には以下の規則が適用される。
 - (a) 本大会にはセーリング競技規則2021-2024に定義された規則を適用する。
 - (b) 付則UF (アンパイア制フリート・レース) 「Y23 日本グランプリ版 (添付)」が適用される。
 - (c) 競技艇取扱い規則(SI 付属文書C)。これは練習やスポンサーレースにも適用される。
- 1.2 クラスルールは適用されない。
- 1.3 各艇に識別番号が指定され、レガッタ中その艇を識別するために使用される。

2 参加と参加資格

- 2.1 参加申し込み期間に申し込みを済ませ、実行委員会から参加を認められた選手もしくはチームに本大会の参加資格がある。参加を認められたチームを別途リストにて示す。
- 2.4 各チームのスキッパーは、乗艇した艇の損傷や損失に対して責任がある。但し、アンパイアまたはPCが別に責任を割り当てた場合を除く。

3 競技者とのコミュニケーション

- 3.1 競技者への通告は、公式掲示板に掲示される。
- 3.2 各チームのスキッパーは、OAにより許された場合を除き、9月2日8:20から行われる最初のブリーフィング (艇長会議) に出席しなければならない。
- 3.3 アンパイアとの最初のミーティングはブリーフィングに引き続き行われる。

4 帆走指示書の変更

- 4.1 陸上で行われる SI の変更は、影響を及ぼすレースのスタートの少なくとも 30 分前に掲示され、RC と PC の代表者により署名される。
- 4.2 水上で行われる変更は、音響信号 3 声と共に L 旗を掲揚することにより信号が発せられる。アンパイアが、口頭か書面のいずれかでこのことを伝達することがある。

5 艇とセール

- 5.1
 - (a) 本大会は Y23 クラスタイプの艇でレースを行う。
 - (b) 使用するセールは RC により割り当てられる。
- 5.2 用いるセールの組み合わせは、メイン、ジブおよびスピナーカーである。
- 5.3 その他の制限または指示が、アンパイアより口頭で艇に与えられることがある。L 旗は必要としない。

6 艇の識別と割り当て

- 6.1 艇は 識別番号により識別される。
- 6.2 艇は、0A によって事前に割り当てられる。
初日は、抽選により割り当て、
二日目は初日成績の最下位チームから順に艇を選ぶ方式を予定している。

7 クルーメンバー、人数と体重

クルーおよびヘルムスマンは、登録されたメンバー内であれば交代することができる。
交替に要する時間はスタート延期の要請の根拠とはならない。

8 イベント・フォーマットとスタートのスケジュール

8.1 レース日程

9/2 (土)

08:00	大会受付
08:20	艇長会議、出艇申告
09:25	第1レース予告信号

9/3 (日)

09:25	二日目の最初のレース予告信号
15:00	表彰式

- 8.2 予告信号が発せられる最も遅い時刻は、初日は、14:30、二日目は、14:00とする。
- 8.3 帆走するレース数は、RCが決定する。
- 8.4 引き続き行うレース及びフライトのスタート手順は、実行可能な限り速やかに前のレースに引き続いて開始するものとする。
引き続きレースを行う場合、先のレースの先頭艇がフィニッシュする際、もしくはそれ以前に、本部艇にR旗を掲揚する。


9 レース・エリア

レース・エリアは 小浜港沖である。

10 コース

- 10.1 形状、信号と帆走すべきコース
 - (a) 形状 (縮尺どおりではない)

マーク W ○

スタート/フィニッシュ・ライン/マーク L 

- (b) 帆走すべきコース

スタート - W - L - W - フィニッシュ 4レグ (上下0.3-0.6マイル予定)
各マークをボート側に見て回航する。

(c) **マークの説明**

RC ボートはボート上に掲揚されたオレンジ旗によって識別される。
スタート/フィニッシュ・ライン/マーク Lは、黄色の筒型のブイである。

10.2 **スタート/フィニッシュ・ライン**

スタート/フィニッシュ・ラインはスタート/フィニッシュ・マークとRCボート上のオレンジ旗を掲揚したポールのコース・サイドの間の直線とする。

11 **破損と修理のための時間**

11.1 艇は、レース及びフライトの予告信号の前もしくはフィニッシュ後2分以内、または新しい艇への乗換え後5分以内のいずれか遅い方までに、艇またはセールスの破損または損傷、またはクルーの負傷があることを合図し、次のスタートを遅らせるよう要請することができる。その艇は、可能な限り速やかにRCボートもしくは、アンパイアボートにその旨を伝えなければならない。その後できるだけ早くRCボートの風下近くに進み、そこにとどまらなければならない。ただし、別の指示がある場合を除く。

11.2 修理に許される時間は、RCの裁量によるものとする。

11.3 レース及びフライトの予告信号後は、破損のためにレース及びマッチを延期または中止しない。ただし、SI 11.1により定められているとおりに、破損信号が掲揚された場合を除く。

11.4 許された時間内に修理を終えられなかったこと、または予告信号後の破損は、救済の理由とはならない。この項はRRS 62を変更している。

12 **タイム・リミット**

スタート信号後50分もしくは先頭艇のフィニッシュ後10分のいずれか早い方をタイム・リミットとする。その時点でフィニッシュしない艇はDNFと記録される。この項はRRS 35 とA5を変更している。

13 **得点**

14.1 シリーズは1レースで成立する。

14.2 5レース以上の成立で1レースを除外できる。ただし、DSQは除外できない。これは付則Aを変更している。

14.3 スタート信号後4分以上遅れてスタートした艇はDNSと記録される。これは付則Aを変更している。

14 **安全規定**

競技者は、衣服の交換等で一時的に外す場合を除き、海上にいるときには常に法律に則ったライフジャケットを着用していなければならない。ウェットスーツ、ドライスーツは適切な個人用浮力体とはみなされない。これは規則40および第4章前文を変更している。

15 **メディア、画像および音声**

OAは、大会中に記録された画像や音声を無償で使用する権利を有するものとする。

16 **賞**

上位艇を表彰する。

17 **リスク・ステートメント**

RRS 3は次のように述べている。「レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇のみにある」。本大会に参加することによってそれぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、装備の故障、操船の誤り、他艇の未熟な操船術、不安定な足場でバランスを失うこと、疲労による傷害のリスクの増大、などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による、一生消えない重篤な傷害や死亡のリスクである。OAは、大会期間中及び前後の物理的損失や死傷等についての一切の責任を負わない。

SI 付属文書 C - 艇の取扱い規則

1 全般

艇をイコライズ（対等にする）するためにすべての妥当な措置が取られている限り、艇の差異は救済の根拠とはならない。この項は RRS 62 を変更している。

2 禁止されるアイテム（品目）と行為—緊急時または損傷や負傷を予防するため、またはアンパイアが指示した場合を除き、次のことは禁止されている。

- 2.1 支給された装備に何かを付け加えたり省略したり、あるいは変更を施すこと。
- 2.2 意図された目的や、特に許された目的以外に装備を使用すること。
- 2.3 RCの許可を得ずに装備を交換すること。
- 2.4 重大な損傷を引き起こすことが予期できるような方法で艇を帆走すること。
- 2.5 それ自体を使用しているときを除き、通常の保管位置から装備を移動すること。
- 2.6 前もって許可を得ずに艇に乗り込むこと。
- 2.7 RCの許可なしで、またはレース日において陸上で「AP」旗が陸上で掲揚されているときに、バースや係留場所から艇を出すこと。
- 2.8 艇を上架したり、喫水線以下を清掃したりすること。
- 2.9 ハルおよびデッキにパーマネントインクで直接マーキングまたは残痕を残すようなテープの使用。
- 2.10 フラットナーをリーフとして使用したり、リーフラインをアウトホールとして使用したりすること。
- 2.11 （削除）
- 2.12 フォアセールのシートを交差してウインチングすること。
- 2.13 ウインチにシートを取る前に、ヘッドセール・カーやターニング・ブロックを省くこと。
- 2.14 バックステイ以外のスタンディングリギンのテンションを調整したり変更したりすること。
- 2.15 メインシート、バックステイ、ヴァングの調整にウインチを用いること。
- 2.16 スピンネーカー・ポールを、フォアセールを張り出すために使用すること。
- 2.17 スピンネーカーの帆布にラインを取り付けること。
- 2.18 たとえテルテールを取り付けるためであっても、セールに穴をあけること。
- 2.19 無線交信すること（携帯電話を含む）。但し損傷の報告、RCの要請に対して応答する場合を除く。
- 2.20 C3.1 で許されているもの以外の電子機器を使用すること。
- 2.21 スタート信号後、クロスホールドで数秒以上帆走しているとき、メインブームの位置は、コックピットフロアのブロックから出ているメインシート及びヴァングによってのみコントロールしなければならない。
- 2.22 タッキングやジャイビングを促進するために、シュラウド（すべてのインナーシュラウドを含む）のローボトルスクリュウ（ターンバックル）より上部をつかむことは禁じられる。
- 2.23 SI C 2.16, 2.21または2.22の違反は艇による抗議の対象とはならず、RRS C8.2に基づくアンパイアによる処置に属する。この項はRRS C6.1 と C8.2を変更している。

3 容認されるアイテム（品目）と行為 — 以下の項目は許される。

- 3.1 以下の装備を積み込むこと。
- (a) 基本的な手工具
 - (b) 粘着テープ
 - (c) ライン（弾力性の物か、そうでなければ直径4mm以下のもの）
 - (d) マーキングペン
 - (e) テルテール用の素材
 - (f) 手持ち用コンパス、時計、タイマーおよびGoProのような小型の個人用ビデオ装置
 - (g) シャックルおよびクレビスピン
 - (h) ベルクロテープ
 - (i) ボースンチェア
 - (j) 予備の旗
 - (k) PFD（ライフジャケット）
- 3.2 以下のために3.1の装備を用いること
- (a) ライン、セール、シートがもつれるのを防ぐ。
 - (b) テルテールの取り付け。
 - (c) セールの損傷または艇外への落下防止。
 - (d) コントロールのセッティングをマークすること。
 - (e) 小修理の実施と許された範囲での調整。
 - (f) 付則C6に関する信号を発するため
 - (g) 個人の安全のため
- 3.3 メインシートの巻き数（purchase）を変えること。

4 義務である項目と行為 — 以下は許可される。

- 4.1 ダメージあるいは今後のレースで艇に不利益をもたらすかもしれない事柄がある場合は必ず報告しなければならない。艇の乗換えが水上で行われる場合には、報告はRCIに対し口頭でできるだけ早く行わなければならない。
- 4.2 セーリングしたそれぞれの日の終わりに以下を行うこと。
- (a) 指示されたとおりにセールをたたみ、バッグに入れ、しまうこと。
 - (b) その日の始めに乗り込んだ時と同じようにきれいに清掃して艇を離れること。
 - (c) バックステイのテンションを緩めること。
- 4.3 最終日の終了時の固有の艇について、艇の清掃（キャビンとデッキ）、すべてのゴミ、テープやマークの除去。
- 4.4 いかなるやり方でも艇の装備の変更の要求は書面で行い、文面はYes/Noで回答できる文章でなければならない。
- 4.5 バースや係留場所との往復において、速度制限や航路標識を含むあらゆる規制に従うこと。
- 4.6 本項の4.2と4.3違反は損傷とみなされる。

SI 付属文書D - 装備リスト

主催団体より用意される、固定されていない下記のアイテムのリストは、最初のブリーフィングで各スキッパーに配布される。これらのアイテムはセーリング中常に指定された場所に積みこまれていなければならない。紛失があれば、ダメージレポートで報告しなければならない。

付則UF アンパイア制フリート・レース [Y 2 3 日本グランプリ]版

[2023/09/02-03] 版

アンパイア制フリート・レースは、本付則によって変更されたセーリング競技規則に基づいて行われなければならない。レースは、アンパイア制で行われなければならない。UF1での規則変更は、規定28.1.5(b)に基づき、用意された選択肢のみが使われているという条件で、World Sailingが承認したものである。本付則は、レース公示に記述され、かつすべての競技者に入手可能にした場合にのみ適用される。

UF1 定義、第1章と第2章の規則、および規則70の変更

UF1.1 定義『プロパー・コース』に以下を追加する。

ペナルティーを履行している艇、またはペナルティーを履行するために操船している艇は、プロパー・コースを帆走していない。

UF1.2 新規則7を第1章に追加する。

7 最後の確かな点

アンパイアは、艇の状態または他艇との関係が変わったと確信を持つまでは、それらは変わっていないとみなす。

UF1.3 規則14を以下のとおり変更する。

14 接触の回避

14.1 常識的に可能な場合には、艇は、

- (a) 他艇との接触を回避しなければならない。
- (b) 艇間の接触を引き起こしてはならない。かつ
- (c) 艇と回避すべき対象物との間の接触を引き起こしてはならない。

ただし、航路権艇、または得る資格があるルームもしくはマークルーム内を帆走している艇は、相手艇が避けていないか、またはルームもしくはマークルームを与えないことが明らかになるまで、接触を回避する行動をとる必要はない。

UF1.4 規則20が適用される場合、声をかけることに加えて以下の腕信号が必要とされる。

- (a) タックするためのルームについては、風上の方向を繰り返しはっきりと指すこと。
- (b) 「ユー・タック」については、繰り返しはっきりと、相手艇を指して腕を風上方向へ振ること。

UF1.5 規則70を削除する。

UF2 他の規則の変更

UF2.1 規則28.2を以下のとおり変更する。

28 レースの帆走

28.2 艇は、次のマークを回航し終えていないか、またはフィニッシュするためにフィニッシュ・ラインを横切っていない場合に限り、コースの帆走の誤りを正すことができる。

UF3 水上での抗議とペナルティー

UF3.1 本付則では、「ペナルティー」は、以下を意味する。

規則44.2に従って履行された『1回転ペナルティー』

UF3.2 規則44.1の最初の文を以下のとおり変更する。

レース中に、1件のインシデントで1つかそれ以上の第2章の規則（損傷や傷害を引き起こした場合の規則14を除く）、規則31または規則42に違反したかもしれない艇は、ペナルティーを履行することができる。ただし、艇が同一のインシデントで第2章の規則と規則31に違反した場合、規則31違反によるペナルティーを履行する必要はない。

UF3.3 艇による水上での抗議とペナルティー

- (a) レース中に、艇は、第2章の規則（規則14を除く）、規則31または規則42に基づき、他艇を抗議することができる。ただし、艇は自らが関与したインシデントに対してのみ、第2章の規則に基づいて抗議することができる。抗議するためには、「プロテスト」と声をかけ、目立つように赤色旗を掲揚しなければならない。それぞれを最初の妥当な機会に行わなければならない。その艇は、インシデントに関与した艇が自発的にペナルティーを履行した後、またはアンパイアの判定後、最初の妥当な機会に、またはその前に、旗を降下しなければならない。
- (b) 規則UF3.3(a)に基づいて抗議する艇には、審問を受ける資格はない。その代わりに、インシデントに関与した艇は、自発的にペナルティーを履行することにより規則違反を認めることができる。規則に違反し免罪されない艇が自発的にペナルティーを履行しない場合には、アンパイアは、そのようななどの艇にも、ペナルティーを課すことができる。

UF3.4 アンパイアが発議するペナルティーと抗議

- (a) 艇が以下のいずれかの場合、
- (1) 規則31に違反し、ペナルティーを履行しない
 - (2) 規則42に違反した
 - (3) ペナルティーを履行したにもかかわらず有利となった
 - (4) スポーツマンシップの違反を犯した
 - (5) 規則UF3.6に従わないか、またはアンパイアによりペナルティーの履行を求められた場合にそれを履行しない
 - (6) 規則UF2.1（規則28.2）に従わなかった場合、アンパイアは、規則UF3.5(c)に基づき、艇を失格としなければならない。

アンパイアは、他艇による抗議なしに艇にペナルティーを課すことができる。そのアンパイアは、規則UF3.5(b)に従って信号を発することにより、1つまたはそれ以上ペナルティーを課すか、または規則UF3.5(c)に基づき艇を失格とするか、または、さらなる処置を求めてプロテスト委員会にインシデントを報告することができる。艇がペナルティーを履行しないか、不正確に履行したために規則UF3.4(a)(5)に基づきペナルティーを課された場合、元のペナルティーは取り消される。

- (b) 自ら目撃したか、またはあらゆる情報源から受け取った報告を基に、艇が、規則 UF3.6 または規則 28、または規則 UF3.3(a) に挙げられた規則、以外の規則に違反したかもしれないと判定したアンパイアは、規則 60.3 に基づく処置を求めてプロテスト委員会に通知することができる。ただし、そのアンパイアは、損傷や傷害がある場合を除き、規則 14 違反の申し立てをプロテスト委員会に通知することはない。

UF3.5 アンパイアの信号

アンパイアは、以下のとおりに判定の信号を発する。

- (a) 長音 1 声と共に掲揚する緑色と白色の旗は、「ペナルティーを課さない」ことを意味する。
- (b) 長音 1 声と共に掲揚する赤色旗は、「ペナルティーが課された、または未履行のままである」ことを意味する。アンパイアはそのような艇を特定するために声をかけるか、または信号を発する。
- (c) 長音 1 声と共に掲揚する黒色旗は、「艇を失格とする」ことを意味する。アンパイアは失格とした艇を特定するために声をかけるか、または信号を発する。

UF3.6 ペナルティーが課された場合

- (a) 規則 UF3.5(b) に基づきペナルティーを課された艇は、ペナルティーを履行しなければならない。
- (b) 規則 UF3.5(c) に基づき失格とされた艇は、速やかにコース・エリアを離れなければならない。

UF4 レース委員会の処置

- UF4.1 レース委員会は、フィニッシュ・ラインにおいて競技者に各艇のフィニッシュ順位または得点記録の略語を通知する。これを行った後レース委員会は、速やかに音響 1 声とともに B 旗を掲揚する。B 旗は少なくとも 2 分間掲揚され、その後音響 1 声とともに降下される。レース委員会が、フィニッシュ・ラインにおいて B 旗掲揚中に通知した得点情報を変更する場合には、音響 1 声とともに L 旗を掲揚する。B 旗は、変更が行われた後少なくとも 2 分間、掲揚を続ける。

UF5 抗議、救済または審問再開の要求、上告、その他の手続き

- UF5.1 アンパイアが処置したこと、処置しなかったことに関して、いかなる種類の手続きも行うことはできない。
- UF5.2 艇は、規則 UF5.3 に基づく場合にのみ審問を受ける資格がある。
- UF5.3 以下のいずれかを行おうとする艇は、
 - (a) 規則 UF3.6 または規則 28、または規則 UF3.3(a) に挙げられた規則、以外の規則に基づき他艇を抗議する
 - (b) 損傷または傷害を引き起こした接触があった場合に、規則 14 に基づき他艇を抗議する
 - (c) 救済要求をする

次の方法でレース委員会に伝えなければならない。

レース委員会が、フィニッシュ・ラインにおいてB旗の掲揚前または掲揚中に、レース委員会に対して声をかける。

- UF5.4 規則UF5.3に定義された締切時刻は、当該抗議が認められる場合は、規則UF5.9、UF5.10およびUF5.11に基づく抗議にも適用される。プロテスト委員会は、延長するもっともな理由がある場合には、その締切時刻を延長しなければならない。
- UF5.5 レース委員会は、規則UF5.3に基づき伝えられた抗議や救済要求について、プロテスト委員会に速やかに知らせるものとする。
- UF5.6 規則61.1(a)の3番目の文と規則61.1(a)(2)のすべてを削除する。
規則62.1(a)を削除する。
- UF5.7 規則64.2の初めの3つの文を以下のとおり変更する。
プロテスト委員会は、抗議の審問の**当事者**である艇が**規則**に違反したと判定した場合、失格以外のペナルティーを課すことができ、公平と判断する別の得点調整を行うことができる。艇が**レース中**でない時に**規則**に違反した場合には、プロテスト委員会は、ペナルティーをそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに適用するか、または別の調整を行うかを、決めなければならない。
- UF5.8 審問
規則69.2に基づく審問を除き、
- (a) 抗議と救済要求は、書面である必要はない。
 - (b) プロテスト委員会は、適切と考える方法で被抗議者に審問のことを知らせ、予定を決めることができ、それを口頭で伝えることができる。
 - (c) プロテスト委員会は、適切と考える方法で証言をとり、審問を進めることができ、その判決を口頭で伝えることができる。
 - (d) プロテスト委員会は、規則違反がレースの結果に影響しなかったと判定した場合には、整数または分数の得点ペナルティーを課すか、または公平と判断する別の調整を行うことができ、それにはペナルティーを課さないということもある。
 - (e) プロテスト委員会が規則UF5.7に従って艇にペナルティーを課した場合、または標準ペナルティーが適用された場合には、他のすべての艇に、ペナルティーを課された艇の得点変更について通知される。
- UF5.9 レース委員会は、艇を抗議することはない。
- UF5.10 プロテスト委員会は、規則60.3に基づき艇を抗議することができる。ただし、プロテスト委員会は、規則UF3.6または規則28、規則UF3.3(a)に挙げられた規則、または損傷もしくは傷害があった場合を除く規則14の違反に対し、艇を抗議することはない。
- UF5.11 テクニカル委員会は、艇または個人装備が、クラス規則、規則50または、存在するならば、その大会の装備規則に従っていないと判断した場合にのみ、規則60.4に基づき艇を抗議する。そのような場合には、テクニカル委員会は抗議をしなければならない。
- UF5.12 規則66.2を以下のとおり変更する。
本付則に基づく審問の**当事者**は、審問の再開を要求することはできない。